

改正後	<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第一条 信号機に関する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第三十六条第二項に規定する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>一 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二条第四項に規定する信号機であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従つて道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの（当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。）</p> <p>二 「略」</p> <p>【ロ・ハ 略】</p>
改正前	<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従つて道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの</p> <p>二 「同上」</p> <p>【ロ・ハ 同上】</p>

備考 表中「」の記載は注記である。